

群馬県旅館業条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正の趣旨

県では、群馬県旅館業条例において、客室の構造設備の基準や宿泊者の衛生等に必要な措置基準等を定めています。

今般、旅館業法、旅館業法施行令・施行規則及び旅館業における衛生管理要領の一部が改正されたことに伴い、群馬県旅館業条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 客室の構造設備基準

ア 天井の基準を廃止します。

イ 窓の面積の数値基準を廃止し、定性的な表現に改正します。

ウ 照明の照度の数値基準を廃止し、定性的な表現に改正します。

エ 「ホテル営業」と「旅館営業」の営業種別を統合し、「旅館・ホテル営業」とします。

オ 下宿営業の施設における客室数及び床面積の基準を廃止します。

(2) 簡易宿所における玄関帳場の設置基準

玄関帳場を設置しない場合の基準を追加します。

(3) 便所の基準

ア 便所の設置位置の基準を廃止します。

イ 便器の数値基準を廃止し、定性的な表現に改正します。

ウ 窓等の設置基準を廃止します。

(4) 浴場の衛生基準

「水道水以外の水」の限定を削除します。

(5) 寝具等の衛生管理基準

寝衣等の交換頻度の基準を改正します。

(6) その他

その他の所要の規定を整備します。

3 施行期日

平成30年6月（予定）